

高尾社労士事務所便り

労働所得格差の動向～ 内閣府レポートより

内閣府は、国内経済の現状分析や動向などをまとめた「日本経済 2021-2022 成長と分配の好循環実現に向けて」を公表しました。このレポートの第3章第3節では、「格差の動向と課題」と題し、労働所得や世帯所得、資産、資産所得の格差の変化について分析しています。そのうちの労働所得の格差についてまとめます。

◆非正規雇用者の増加により収入分布に変化

2019年の正規雇用者の年間収入の分布では、男性は200～1,000万円未満の所得層が大部分を占めていて、300万円と500～700万円未満の所得層でそれぞれにピークがみられます。女性は200～700万円未満の所得層が大部分を占めていて、200万円台でピークがみられます。

パートアルバイト等の非正規雇用者の年間収入の分布では男女ともに300万円未満の所得層が大部分を占めています。2002年の分布と比較すると、男女のピークに変化はないものの、女性の人数は50～300万円未満の所得層で増加していることがわかりました。また、2002年以降は、年間収入が300万円未満の所得層の割合が増加傾向であり、500万円以上の所得層の割合は、1,500万円以上の層を除いて減少傾向であることがわかりました。

◆25～34歳の所得格差が拡大

労働所得の分布について、格差を示す代表的な指標であるジニ係数（0～1の値で示され、1に近いほど格差が大きい）を計算してみると、2002～2007年にかけて緩やかに上昇した後、2017年にかけて緩やかに低下しています。

年齢別では、ジニ係数は全体的に緩やかに低下していますが、これは団塊の世代が退職したことにより全体の格差が縮小したと考えられます。

また、25～34歳の層ではジニ係数が上昇しています。



これは2002～2017年にかけて男性の非正規雇用比率が上昇し、労働時間が減少したことなどが背景にあると考えられます。

【内閣府「日本経済 2021-2022 成長と分配の好循環実現に向けて」】

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/2021/0207nk/keizai2021-2022pdf.html>

事業復活支援金の申請受付がスタート

◆事業復活支援金とは？

事業復活支援金の申請受付が開始されました。新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金が支給されるものです。申請期間は5月31日までとされ、給付上限額は、中小企業で最大250万円、個人事業者で最大50万円です。

以下の①②を満たす事業者が、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上

高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

◆給付対象外の例

「①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者」ではないと判断される例として、以下のものが挙げられています。

- ・実際に事業収入が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合
- ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合 等

そのほか、持続化給付金等で不正受給を行った者、公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は給付対象外としています。

◆申請方法

登録確認機関による事前確認の後、事業復活支援金事務局が設置する申請用のWEBページから申請できます。なお、一時支援金または月次支援金の既受給者は、原則として改めて事前確認を受ける必要はありません。また、オンラインでの申請が困難な方向けに、申請のサポートを行う会場が全国に設置されています。

【経済産業省「中小法人・個人事業者のための事業復活支援金」】

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyو_fukkatsu/

3月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]

- 個人事業税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

～当事務所よりひと言～

いつもお世話になり、誠にありがとうございます。

【雇用保険率について】

雇用保険法・徴収法・職業安定法等の改正案が通常国会に提出されました。注目されるのは、雇用保険率の引上げです。

雇用保険率は、現在、時限措置により1000分の9（一般の業種）に引き下げられていますが、新型コロナ対応の支出のため、積立金等の財源が枯渇状態に陥っています。

1000分の9の内訳は、失業給付関連1000分の2、育休給付関連1000分の4、雇用保険2事業（雇調金等）関連1000分の3となっています。

このうち、失業給付関連について、令和4年4月から9月までは、1000分の2、同10月から翌年3月までを1000分の6とする（育休給付は1000分の4のまま）とともに、雇用保険2事業分を1000分の3.5に引き上げるとしています。

【石川県の健康保険料率について】

令和4年3月分（4月納付分）より健康保険料及び介護保険料が下記のように変更となります。給与計算時の料率変更をお忘れなく。

健康保険料	10.11%→(新)	9.89%
介護保険料	1.80%→(新)	1.64%

その他、法改正や助成金の支給要件の変更などについてホームページの「新着情報」に随時記載・更新しております。是非ご覧ください。